

議会改革特別委員会設置に関する決議

次のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議会改革特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条第1項及び委員会条例第5条
- 3 目 的 議会改革に関する調査を行う。
- 4 委員の定数 9人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。